

平成 2 4 年度

隨時（備品）監査報告書

下諏訪町監査委員

24監委第22号
平成24年12月25日

下 諏 訪 町 長 青 木 悟 様
下 諏 訪 町 議 会 議 長 濱 章 吉 様
下 諏 訪 町 教 育 委 員 会 委 員 長 高 木 清 知 様

下 諏 訪 町 監 査 委 員
星 野 岳 生
中 山 透

平成24年度随時（備品）監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時（備品）監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

目 次

	ページ
1 随 時 監 査 日 程	1
2 監 査 目 的	1
3 監査内容及び方法	1
4 監査の結果及び意見	2
5 平成23年度随時監査結果及び意見と措置状況	4

1 随時監査日程

月 日	曜日	課 等 名	場 所 等
1 1 月 1 6 日	金	教育こども課	下諏訪漕艇庫 錬成の家

2 監査目的

町の設備、備品には専ら職員等が業務で使用するもののほか、スポーツ、芸術、学習等の分野では町民等が利用する目的で取得しているものがある。

後者の備品の管理・運営状況について、適宜監査を実施する予定であるが、下諏訪町は“ボートの町”と位置づけられているため、今回は漕艇関係の備品を対象として施設管理状況を含めた監査を実施することとした。

3 監査内容及び方法

漕艇場周辺の施設等を視察し、所属および管理の現状について聴取したほか、町の備品台帳に記載のものについて備品配置図と現物との照合、備品シールの貼付状況の確認を行った。

4 監査の結果及び意見

- (1) 下諏訪漕艇場は、昭和51年に長野県で開催された国民体育大会のボート競技場として整備され、コースは6レーン1,000mが設置されている。波除が整備されており、多少の波であればコース内での競技が可能となっている。冬季は結氷及び厳冬のため利用不可である。
- 漕艇場で実施される主な大会は諏訪湖ロングレース、信毎諏訪湖レガッタ、下諏訪レガッタである。
- コースに隣接した湖畔には艇庫3棟、錬成の家がある。艇庫は前述の国体時に建設されたものが第一艇庫であるが、その後高校建替え用のプレハブ教室の寄贈を受け3棟になった。錬成の家は漕艇場利用者の宿泊所として昭和51年に第一艇庫の横に建設された。
- 漕艇場は県営施設であり、長野県ボート協会が管理している。艇庫、錬成の家は町の施設である。艇庫に保管されている町の主な備品は、ナックルフォア艇20艇(取得価額合計19,742,500円)、オール52本(取得価額合計2,111,200円)である。錬成の家に保管されている主な備品は、冷蔵庫、炊飯ジャー、食堂テーブル、寝布団等の合宿、宿泊用備品である。
- (2) 備品については、台帳、配置図が整備されていた。台帳に記載された物品と現物と照合に関しては、ナックルフォア艇、オールについてはその利用形態が「備品シール」の貼付になじまないものであるため、取得年度別に数量の一致することを確認することにより実在性の検証とした。
- (3) 錬成の家の建設時に事業費で購入されたと推定される放送設備、調理施設は移動可能な物品であるため備品登録すべきものであるが、「物品管理事務の手引き 平成15年10月 下諏訪町」等の備品登録の基準に従い再点検されたい。
- また、組み立て式テント4号(固有番号200916541 取得価額175,100円)については過年度に廃棄としたとのことで、台帳上も廃棄手続をされたい。

- (4) 艇庫には町所有のナックルフォア艇のほか、下諏訪向陽高校等公立高校に所属するボート・オール、県ボート協会所有の救命艇・訓練用機器(エルゴメーター)等が保管されている。第一艇庫の構造は金属造(骨格肉厚9mm)であり、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表一による耐用年数は31年である。経過年数は36年であるが、使用に支障はないとのことである。艇庫は他の町有施設とともに付保されており、警備会社に警備を依頼している。
- (5) 錬成の家の構造は鉄骨造2階建であり、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表一による耐用年数は34年であるのに対し、経過年数は36年である。こちらも他の町有施設とともに付保されており、警備会社に警備を依頼している。漕艇場利用者は他の宿泊施設を選ぶ傾向があり、近年の宿泊、合宿での利用は限られているので利便性を向上する施策を検討されたい。
- (6) ナックルフォア艇は平成4、5年度取得の13艇と平成20、21年度取得の7艇である。同一レースに参加するチームの条件を同一にするため、同一時期に6艇以上を取得する必要がある。なお、平成20、21年度取得の7艇のうち1艇については寄付によるものである。
- (7) オールは全て平成5年度取得のもので、水かき部分が旧式(マコン型)であるが、一般使用には支障はないとのことである。材質はカーボン製で、木製のものより耐久性はあるが、破損することがあるので、今後計画的に取得を考えられたい。

※ 指摘された事項については、対処し報告願いたい。

5 平成23年度随時監査結果及び意見と措置状況

(監査の結果及び意見)	(措置状況)
<p>(1) 3園体制のスタートに伴う備品の所管換え、配置換えが行われ、備品台帳が整備されて、必要な箇所には備品配置図も作成されていた。備品台帳に記載された物品は現物と照合が可能な状況で、管理状況は概ね適正であった。</p> <p>今後は一定期間毎に照合を行い、「台帳と現物を照合した記録」を管理責任者の決裁を受けたうえで保存する等、物品の管理にかかる説明責任及び点検体制の向上を図りたい。</p>	<p>年1回以上、台帳と現物を配置図と照合し、その結果を課長に報告し記録を保存します。</p>
<p>(2) 改修事業費または改築事業費で購入された物品のうち、建設附属設備以外の移動可能な物品のなかに登録すべきものがあつた。「物品管理事務の手引き 平成15年10月 下諏訪町」(以下「手引き」という。)等の備品登録の基準に従い再点検されたい。</p>	<p>指摘のあつた物品について再点検し、備品登録しました。</p>
<p>(3) 22年度からの新物品管理システムへの移行に伴い、備品管理は従来の「備品番号」による管理から「物品固有番号」による管理へ変更されているが、従来の備品番号を記載した備品シールが引き続き貼付されている。物品管理の正確性、効率性の観点から物品固有番への統一を図りたい。</p>	<p>園名の改正に伴う物品の移行がシステム上完了次第、貼付します。</p>

- | | |
|---|---|
| (4) 他の保育園から移管された備品のうち、移管の手続きが未了のものがあつたので所定の手続きを取られたい。 | 指摘のあった物品について再点検し、手続きしました。 |
| (5) リース物件及び関係団体所有の物品については、それぞれ台帳を設けるなど備品とは識別可能な管理をされたい。 | 台帳を作成するとともに、関係団体所有の物件については別のシールを貼付しました。 |